

## チョイソコかりんちゃん停留所増設地について（案）

資料 4

2026年4月1日より

名称 な27-1 曽根田（茅野方面）	住所 中洲4829-1先
	
名称 な27-2 曽根田（豊田方面）	住所 中洲4836先
	
名称 ち01 前宮前	住所 茅野市宮川1279-2内
	

# チョイソコかりんちゃん バス停設置・撤去基準

令和7年9月5日

## ～バス停設置～

### 【1. バス停設置検討基準】

- ①公共交通維持・確保の観点により必要と市が認めた場所
- ②住宅が周辺にある・バスの利用需要がある場所
- ③地元区から要望書の提出があった場所（個人からの要望は不可）

### 【2. バス停設置場所基準】

以下に掲げるすべてに該当する場所

- ①既存バス停から半径 300 メートル圏外に範囲が広がる場所。ただし、坂道が多い地区においてはこの限りではない。
- ②道路交通法第44条第1項「停車及び駐車を禁止する場所」に違反しない場所
  - ・交差点、横断歩道から 5 メートル以上の場所
  - ・見通しの良い場所（カーブ途中でない場所、坂の途中でない場所等）
  - ・停車地点の勾配率が 10%未満（角度 6 度未満）の場所
- ③道路の幅員が通行車両（10人乗り）ですれ違い可能な広さがある場所
- ④後退が不要で運行できる場所
- ⑤以下の関係者により承諾された場所
  - ・地元関係者（区長、近隣住民、市議会議員等）
  - ・土地所有者（個人、店舗、事業所、県、市等）
  - ・地元警察署交通部署
  - ・運行事業者、運営事業者

### 【3. バス停新設の決定】

- ①諏訪市地域公共交通会議・諏訪市地域公共交通活性化協議会（以下、会議・協議会という）に諮り最終決定

## ～バス停撤去～

### 【4. バス停撤去基準】

- ①最寄りバス停として登録した利用者が0人であり、かつ年間（R 8. 4. 1～）での乗降利用回数が0～8回のバス停
- ②上記のバス停であって、バス停の空白地（バス停から300メートル圏外）が新たに生じるバス停、または路線バスと併用しているバス停は除く

### 【5. バス停撤去手順】

- ①上記4に該当するバス停は年間利用集計後、更に半年間の周知期間を設け、この間に利用促進に努めることを地元関係者と協議
- ②運行事業者、運営事業者、市での協議

### 【6. バス停撤去の決定】

- ①会議・協議会に諮り最終決定